

教職憲法の授業における「ブックトーク」導入の試み

上 田 理恵子

An Approach to Introducing “Booktalk” into the Lecture on the Japanese Constitution for the Students in the Teacher Training Course

Rieko UEDA

はじめに

本稿は、2010年度前期に熊本大学教育学部日本国憲法A1組の授業で試みた「ブックトーク」の実践に関する報告である。

ブックトーク (booktalk) とは、もともとアメリカの図書館で用いられる専門用語であり、全国学校図書館協議会の定義によれば「教師や図書館の専門職員などが、児童生徒学生あるいは広く図書館の利用者を対象に、特定のテーマに関するすぐれた図書群を、批評や解説を試みながら順序よく紹介し、それらの図書の利用を促進しようという目的を持って行う教育活動である」とされる。¹

実施した結果を先取りするなら、現段階では、まだ試行錯誤の段階である。また、冒頭から鍵括弧を付して示しているように、この取り組みでいう「ブックトーク」は、本格的なブックトークの要件をいくつも欠いている。

それでも、敢て報告として形に残しておく必要があると考えたのは、こうした取り組みの意義について考え、反省する機会としたいからである。その反省には、そもそも大学生向けの授業で一般的な読書レポートではなく、児童生徒に用いられることの多いブックトークを導入すること自体が適切かどうか、まで含めたい。

周知の通り、日本国憲法2単位は、文部科学省令により、幼稚園教諭から高校教諭にいたるまで、およそ教員免許を取得するにあたって必修とされる科目の一つである。²したがって、「仕方なく」履修する受講生相当数を含む大人数の講義である。無論、教員の能力次第では人気の授業にすることもできるのだろうが、筆者も含め、お世辞にも好評な授業とはいえないケースも、決して少なくない。その責の大半を負うべきなのは、白熱した授業を行う力量に欠ける講義担当者であることは、もとより承知している。それでもひと言だけ返すとしたら、たとえ講義担当者が授業内容にどれほど努力をしても、受講者

側の積極的態様なくして白熱した授業は成立しない、ということだ。したがって、講義担当者としてはゆるぎない信念を持って自己の方針を貫くのも一つの方法である。ただ、あくまで次善の策としてはあるが、講義担当者の方でもどうということになら、受講生がある程度積極性を示すのかを考慮しながら、工夫を重ねるのも一つの方法ではないかと実感している。

加えて、日本国憲法を講ずる場合、「憲法教育と憲法学との溝」³という、より深刻な問題が根付いているように考えられる。立憲主義の価値や判例、学説に満ちた大学で教わる憲法学の講義では、学校時代の憲法教育から発想の転換や視角の多様化を迫られるのが常である。今後の法教育如何によっては、あるいは溝が埋まって行くのかもしれない。

仮にそうだととしても、少なくとも現在の受講生たちは、きわめて少数の例外を除き、高校までの学習方法をひきずったまま、違和感があったとしても、とりあえず単位取得のため、試験用に暗記して、指定された文献について当たり障りない「レポート」を作成して凌ごうとする。

特効薬は期待できないにしても、少数派の自助努力に期待する以外にできることはないか、自身で労力を用いて作業でき、受講期間終了後も、将来教壇に立つにあたって、本人がその気になれば応用できるような作業を導入できないか、あれこれ模索するなかで見つけた一つの方法がブックトークである。注目したのは、教育活動の一環として実施されることとともに、書評や読書レポートとの違いである。すなわち、本の価値を審査することではなく「その本は良い本であることに話し手が責任を持って」いることから出発し、聞き手に本を読もうとする気持ちを起ささせなければならない、という指摘である。⁴憲法と何らかの接点を持って語ることができるなら、それが児童書でもコミックでもよいから本の魅力を語ってほしい、と働きかけることで、少しでも受講者の主体性を引き出せないだろうか、と考え

た次第である。

以下では、授業の目的や概要、ブックトークに関する作業過程と指示に続き、選択された文献の傾向や内容の考察へと進みたい。

1. 日本国憲法の授業計画とアンケート

(1) 授業計画と受講者の概要

例年開講される日本国憲法のうち、筆者は前期と後期に1クラスずつ担当している。受講者は大部分が教育学部の2年生である。前期には中学校や高校で社会科教員の免許を取得する予定の学生も含まれるが、全体に占める割合は4分の1にも満たない。後期になると、自身が日本国憲法について授業する予定のある学生はほとんどいない。2010年度の場合、登録者数は前期131名である。

まずは、本年度のシラバスの項目から、授業の目標、テキスト、参考文献、評価方法、履修上の指導を示しておく。

【講義の目的】

- (1) 日本国憲法について基本的事項の理解を目的とする。
- (2) 受講生が、将来教育現場に携わることを念頭におき、司法制度や人権規定に重点をおく。
- (3) 憲法に接点のある分野の読書習慣を推進する。

【テキスト】

加藤一彦(2009)『教職教養憲法15話』北樹出版

【参考文献】

授業中に使用する可能性の高い参考書を挙げておく。

- ・阿部・畑(2005)『世界の憲法集』有信堂高文社
- ・大沢秀介編著(2005)『はじめての憲法』成文堂
- ・工藤達朗編(2006)『よくわかる憲法』ミネルヴァ書房
- ・渋谷・赤坂(2000)『憲法1人権』有斐閣
- ・渋谷・赤坂(2000)『憲法2統治』有斐閣
- ・田村理(2008)『僕らの憲法学—「使い方」教えます』筑摩書房(ちくまプリマー新書)
- ・西原博史(2006)『良心の自由と子どもたち』岩波新書
- ・野中俊彦・江橋崇(2008)『憲法判例集』(第10版)有斐閣
- ・樋口陽一(2006)『「日本国憲法」まっとうに議論するために』みすず書房

【評価方法】

授業への参加態度(20%) + 課題(30%) + 試験

(50%)

【履修上の指導】

憲法に関わる諸問題は、新聞等のマスメディアでも頻繁に取上げられるので、関連記事や放送番組に注意すること。憲法に関連する本をたくさん読んでほしい。また、自分が今、読んでいる本について、何か憲法を考えるうえで接点がないか、考えてほしい。

以上の通り、授業計画の段階で、憲法に関連する文献数点と、読書を奨励する文言は用意してあった。

(2) アンケート実施結果

初回の授業は憲法のイメージについてアンケートを実施している。これに、以下のような質問事項も追加した。

「教科書以外にあなたが読んだ本のなかで、憲法に関する本、憲法が守っている価値や、どこかで憲法に関連すると思われる本を1冊挙げてください。学術書、小説、ノンフィクション、漫画などジャンルを問いません。ただし、なぜ(どこが)憲法と関連しているのか、理由を挙げてください。」

例えば田村(2007)では、人気ドラマ『HERO』を用いて国家=権力の危険性を感じとらせ、憲法の存在意義につなげている。⁵これにならい、もしかすると自分が楽しみ読んできた娯楽書の中にも、何か関係があるかもしれない、と考えてもらうのが目的であった。だからといって、特定の書名を語ると、その書名だけが記入された回答が続出した経験があるので、あまり具体的な説明はできないが、憲法について書かれた本でなくとも、高校までの学校教育や1年間の大学生活の中で呼んだ本の中で、憲法に何らかの接点を持つものがあつたはずではないか、と問いかける程度にしてみた。例えば生命の重みを伝えるような児童書であってもかまわないし、戦争の悲惨さを伝える小説であっても憲法で保障しようとする価値につながるのだ、といった程度である。また、とっさに出版年までは無理としても、書名に加えて著者名など、思い出せるかぎりは本を特定できる情報を加えるように、指示もした。

前期担当クラスの回答者数119名のうち、回答の型は大きく四種類に分けられる。

表. 「憲法と関わる本」に関する質問の回答

回答の種類	回答数
書名, その他の出版情報, 理由が揃っているもの (内容の適切さは問わない)	3 名
書名, その他の出版情報, 理由のうちいずれか二つの要素までは書かれているもの	52 名
書名だけか、あいまいな情報 (例「福祉の本」) で説明なし	9 名
無回答	56 名
計	119名

挙げられた書名のなかで一番多かったのが『はだしのゲン』⁶で、8名が選んでいた。ただし、そのなかに作者名が書かれていたものは一つもなかった。理由については「9条に関連している」「平和は憲法でまもられている」とするものが多かった。次いで3名ずつが『DEATH NOTE』(理由として「犯罪者なら殺していいのか?」など)⁷『Itと呼ばれた子』(理由として「虐待は法に触れる」「生命という価値を無視している」など)⁸、2001年に放映されたテレビドラマの『HERO』(理由として「法で人はちゃんと裁けるのか疑問に思った」など)が挙げられていた。

小林多喜二の『蟹工船』を挙げた者が1名、また市民革命期の古典と称される文献に関しては「ルソー『社会契約論』」と記入した者が1名いたが、説明はない。また、著者名はないがモンテスキューの『法の精神』も1名あり、説明には「いろいろな国の憲法が書かれている」とだけである。

無回答が半数近くに上る点について、授業初回のアンケートのため、とっさに思い出せなかったせいもあるかもしれない。ただ、「読んだことはありません」「もともと本は読みません」といった回答も複数みられた。

また、別に「憲法の中ですぐに思い浮かぶ条文を一つ挙げなさい(条文番号がわからなければ、何についての条文か説明を加えて)」という質問を挙げている。この質問に対する無回答数は4名にとどまっている。回答結果によれば、48名が9条、58名が25条を挙げている。一つだけという指示にも関わらず、両方挙げているものも相当数認められる。「暗記させられたから」という理由が目立つ。集計結果の内容については、他大学の教員で実施されたアンケートに類似しており、それ自体が憲法教育のあり方を巡る論点でもある。⁹

2. 「ブックトーク」実施手順

「ブックトーク」実施の二週間前に、実施に関して説明する時間を設けた。

初回の授業で「ブックトーク」という言葉を聞いたことがあるか尋ねてみたところ、「聞いたことがない」が大部分であった。そこで、本来のブックトークに関する説明を繰り返した後、「紙上ブックトーク」実施の手順と評価について説明した。実際には口頭発表できないので、いわば台本を提出することになる。用紙は当日配布し、30分程度の時間内に作成してもらう。資料や準備してきたものを見ながら作業してもよい。ただし、介護等体験日等と重ならない、個人的な理由による後日の提出は減点対象とした。

まず、テーマが憲法に関連すると特定したうえで、語り聞かせる相手の範囲をおおよそ想定する。同世代でもよいし、児童・生徒でもよい。

ブックトークの台本作成に当たっては①本の面白さや魅力をそのまま伝えること、②引用や焦点の合わせ方に工夫すること、③憲法または憲法の講義と接点のあるテーマが設定されていること(すでに授業で扱った事項でなくともよい)、の3点に注意するよう、指示した。この時点で受講生に示した評価のポイントは以下の5項目である。

1. 選択した本のテーマが憲法の授業で語るにふさわしいか。
2. 憲法の講義で扱ってきた事項またはこれから扱う事項との接点が適切に語られているか。
3. その本の魅力が語られているか。
4. 本の情報(著者名、書名、出版社、発行年)が正確に入っているかどうか。
5. 正しい日本語で語られているかどうか。

評価項目の1と2を設けたのは、憲法全体または一部を正面から論じた本(便宜上、憲法関連図書と呼ぶ)と、直接には憲法について論じていないものの、その本を読むことで憲法についてより深く考えるようになる本があることを想定したからである。前者の場合は、項目1の判断は比較的容易である。ただし、類書も多数あるのに、なぜその本なのかかわかるように説明することが項目2で判断される。また後者に類する場合は、2の説明次第で1についても判断できるようになる。項目3と4は、初回に提出されたアンケートの記述を見て不安を覚えたために加えた項目である。なお、本来のブックトークは

複数の本を紹介するが、今回は1冊だけでよいこととした。

また、昨年度と今年度に授業で使用する教科書として指定した文献である2冊は選択図書の対象外とした。

3. 「ブックトーク」実施結果に対する考察

(1) 全体の印象

課題提出者は117名、紹介された本の数は91に上る。

前もって指示していたので、評価項目4については、図書を特定できるだけの出版情報も概ね記入されていた。評価項目5についても、手書きなので乱雑さや誤字・脱字が目立つものの、口頭発表の読み原稿のつもりで書かせたので、レポートよりは読みやすくなっているものが多い。

なかには読書感想文と区別できていなかったり、いい加減に書きなぐったものもあるが、本の魅力について、相手に伝えようとする努力が認められるものは多い。児童・生徒へ伝えようとして意識されているものもあるが、たいていは同世代に向けた語り口となっている。

図書の選択については、判断に悩むところもあるが、受講生が選んだ91冊のうち憲法関連図書は59冊、説明が必要な図書32冊に二分される。以下では、前述のとおり二分した図書の種類ごとに受講生たちのブックトークの一部を紹介しつつ、考察したい。なお、引用する文章について、訂正は明らかな誤字・脱字についてのみ行った。

(2) 憲法関連図書のブックトークより

前者を選んだ受講生たちは、評価項目3について述べようとするなかで1と2についてもある程度の説明になっているように見受けられる。

もともと、憲法関連分野は、きわめて多くの出版物に恵まれている。日常的にマス・メディアが取り上げる話題にも上るほか、学校教育の段階から取り上げられる分野であるため、児童書から成人向けまで幅広い読者層を対象としている。憲法関連書59冊のうちにもそうした図書が含まれている。例えば、いわさきちひろの絵が描かれた『井上ひさしの子どもにつたえる日本国憲法』¹⁰を選んだ受講生も二人いる。

「理屈を理解するより感情に動かされることによって憲法って大切だと思えるのです。心で憲法を感じられる点がこの本の最大の魅力だと私は思います・・・憲法がその国の『かたち』であり『性格』であるというふうと思うと、そ

れを変えてしまうことがどんなに大変なことなのかということが実感されます・・・著者も言うとおり、いわさきちひろさんの絵が加わると憲法が詩のように思えてきてとても親しみやすい本です。」

『憲法絵本』¹¹を紹介した学生は、数字やエピソードをいくつか紹介するなかで、大人と子供が同時に読むことを進める。

「描かれてある多くの絵が風刺画のように描かれているため、子どもには難しいこともあると思うので、大人と一緒に読む機会をつくることにつながるのではないのでしょうか。子どもと大人がともに憲法、日本を考えるというなかなかない機会をつくることのできるのもこの本の魅力と感じます。」

学期末のFDアンケートで必ず受ける指摘に「言葉が難しくて分らない」というものがある。分ろうとする努力をしないで、相手に「分りやすさ」だけを求める姿勢には問題があるし、内容を吟味しないで分りやすさだけで満足する態度は危険ですらある。ただし、言葉に注目して図書を探す努力は無駄ではない。日本国憲法の英語訳をもとに訳された日本国憲法の条文を池田香代子氏が訳し、ダグラス・スミス氏が監修した『やさしいことばで日本国憲法』¹²を選んだ受講生も「分りやすさ」を求めたのだろう。しかし、それ以上の発見があったようである。

「この本では、日本国憲法の主体が誰なのか？ということ強く表現している。英文では『We』なのだが、ここでは『日本のわたしたち』と訳すことで、憲法は日本人である自分たちが中心になっていることが分かるはずだ・・・日本が良くなるのも悪くなるのも私たち次第なのだ」

教職・教養課程の学生向けには、高校生で身につけていない憲法知識や感覚を習得させようと、入門的な内容と分かりやすさを工夫した補助教材や図書が、すでに多数登場している。先に言及した田村(2007)もその一つである。教員として憲法を講ずるかどうかに関わらず、憲法について学ぶことの意義を見出してくれるようになった記述もみられる。

「一般的に考えられていること、政治家のいっていることをすべて正しいというのみにしていた

ら、間違った方向に進んでしまう可能性がある。何が正しく、何が間違っているのか自分で判断するために憲法の学習は必要であると思う。」

授業の最初で言及した内容であっても、あらためて感動することもあるようだ。長谷部恭男『憲法とは何か』¹³を読んだ受講生は、本の「読みやすい」構成を語ったあと、訴えている。

「憲法から始まり、国家とは一体何か、最終章には国境はなぜあるのかまで問う内容となっています・・・憲法に対するイメージや考えが必ずといっていいほど変わります」

教員養成課程の学生らしい選書の一つとして、日本作文の会による『子どもたちの日本国憲法』¹⁴がある。

「この本の中では、子どもたちが憲法に定められていることと現実の矛盾をしっかりと考えています。子どもたちがきちんと他者を思いやり、自分の問題として懸命に考えをめぐらせていることに胸を打たれます・・・生きる価値を見つけるヒント、基本的人権を考えるヒントがあるように思います。」

立場は多様であっても、憲法関連図書については、選書上の問題はあまりないように考えられる。ただ、適切な図書を選んでいても、要点がずれる場合が少なくない。平和主義や福祉という論点に比べ、「皆で一緒に守る憲法」という考え方がこれまでに定着しているせいか、立憲主義の考え方をどれほど平易な語彙を用いて説明した本を読んでも、なかなか理解が難しいようである。

また、著者や時代背景についての調査不足・知識不足から、もったいない結果に終わっているものもある。刊行年が比較的古い図書について共通の特徴として、その図書の価値に気付いていないと思われるものが多々ある。例えば、日本国憲法施行の年である1947年『あたらしい憲法のはなし』は、たしかにやさしく憲法を解説してある入門書であるが、今日にいたる9条論争一つをとっても、出発点として欠かせない図書である。それを「非常に読みやすいのが特徴です・・・『なるほど、憲法にはこのようなことが書いてあったのか』と容易に理解することができます。」で終始してしまっている。

(3) 図書と憲法との接点の語り方

選択された図書の適切さに関して、憲法関連図書

に関しては概ね一定の質が保障されていたが、憲法との接点について説明を求められる図書については問題が残った。説明できるほど、授業を理解したり憲法について考えが深まっていないうちに、苦し紛れに図書を選んでしまった受講生が少なくないように見受けられたからである。そのよい例が、ミステリーや刑事事件を題材にした図書に多く見られた説明である。「人が死んでいる」ため「生命の価値と関係があるから13条と関わる」といった安易で表面的な結びつけ方や「悪い人間だから殺してもいいのか」という疑問がわく」という記述だけで終わっているものが相当数認められた。人身の自由については講義前であったが、人権の歴史を講ずるなかで刑罰の概念、罪刑法定主義の理念や刑事手続と憲法の関係について授業で言及したことも顧慮されないままであった。

このような誤解や問題点を一方で残しながらも、ブックトークという視点からみると、憲法と関わる問題に対する興味を呼び覚ます効果については迫力が感じられる場合もある。自分が心から面白いと感じた図書を紹介しているせいかもしれない。例えば、7名の受講生が紹介した湊かなえ『告白』¹⁵は、2009年に本屋大賞第1位にも選ばれている。被害者の立場からみた少年法の「壁」、エイズ感染者やシングルマザーに対する社会的偏見、いじめ、ひきこもり、虐待等等、社会問題を次々と登場させながら、関係者の告白というかたちで物語が進行し、意表をつく展開をみせることで知られる。学校が舞台となっていることも、受講生たちの関心をかきたてたらしい。表現方法にも工夫が見られる。

「私がここで内容を『告白』してしまえば結末を聞くだけで満足してしまうかもしれないので言いません」

さらに、関連すると自分が思う憲法の条文や論点も、積極的に列挙してくる。

「親がHIVに感染していたら、子どもも生まれてきた時点で差別されてしまう・・・これは法の下での平等とくに憲法14条1項にもある社会的身分による差別だ。」

「日本国憲法第31条があるのに、被害者の遺族に私的制裁が許されるのかということは何より考えさせられるのである。」

「この小説には、他にも少年犯罪が登場します・・・いずれも、現実に行った少年犯罪を少し変え、登場させていますが、その現実の事件

を読者に思い起こさせます。これを考えると、少年法は本当に必要なのか、と私は疑問に思っています。人間は等しく生きる権利を持っていて、それを無情にも奪われてしまうのに、殺人者の年齢で処置【原文のまま】を変えてしまってもよいのでしょうか。広く少年犯罪について考えられることもこの小説の魅力ではないのでしょうか。」

このブックトークを書いている時点での受講生たちならば、憲法の私人間効力、被疑者・被告人の人権や少年法の趣旨について問いかけながら、対話による軌道修正を試みることも幾分容易にできたかもしれない。うまくいけば、かえって人権に対する理解を深め、場合によっては問題提起へと発展できる可能性も生まれて来るのではないだろうか。

もう1冊、6名が選んだ東野圭吾『手紙』¹⁶についても、同様な効果が期待できる。ここでは、犯罪者の兄を持つために様々な社会的偏見に苦しむ主人公直貴に対して、登場人物のひとりが発する言葉「差別はね、当然なんだよ」に関心が集中している。

「日本国憲法では基本的人権の享有（第11条）、個人の尊重（第13条）法の下での平等（第14条）など人権についての様々な法が記されています。これらを見ると直貴は平等に扱われるべきであり、個人として尊重されるべきであると考えるのが普通だと思います。しかし・・・法の下で生活しているものが平等に扱われるべきであるのだから、法にそむいたものが平等に扱われない、尊重されないのは当然であり・・・簡単に言えば家族が苦しむのが嫌なら罪を犯すな。そういうことなのではないかと思えます」

「すべての国民に平等に権利が与えられているのに、差別によって進学や就職が妨げられてもいいのだろうか、この差別は当然のことなのだろうか。しかし、一方で現実に私たちは偏見をもって接しているのだから差別をなくすなんて不可能ではないかと思える人もいるだろう。平等とは一体何なのか、当然といわれる差別があってよいのか。私たちは改めて考えさせられるだろう。・・・自分自身がいろんな立場になって読むことで、さらに物語の奥深さを感じることができるのではないだろうか。」

「最初は反対だったがよく考えると事実だと思った・・・とても重い言葉である。生存権も労働基本権もおかされているように思う。しかしよく考えると自分は直貴と普通に接すること

ができるだろうか・・・これから生きていく上でたくさんの人に出会う。そんな時この本を読んで考えたことが必ず役に立つというか、身にしみる日が来ると思う。だから私は、小学生から大人まで本当に幅広い世代の人にこの本を読んで欲しいと考える。殺人事件に限らず、いろんな罪を犯した人に出会うのは、必ずしも大人になってからではない。その時法律をおかしたり、その人の自由を奪ってしまわないように、また、少しでもその家族の立場を考えてあげることができるように、是非多くの人に早くこの本を読んでほしい。」

道徳規範と憲法との区別についても、憲法の私人間効力や判例についても、すでに授業で言及されている。にもかかわらず憲法の条文をどこにでもふりかざしているのは、「憲法との接点を説明せよ」という指示が裏目に出てしまったという危惧も一方ではある。他方、ここまで真剣に自問自答している段階でなら、小説の中で犯罪者の家族を「差別しなければならない」という発言の趣旨を再吟味しつつ、憲法14条に基づいて訴訟で争う場面との違いに、注意を喚起することができたかもしれない。

図書と憲法との接点について語る試みは、受講生に少しでも「考えさせる」ためには効果があった。ただ、受講生単独に任せておくのではなく、受講生の疑問を受けて対話する作業がもうひと手間必要だったことを痛感している。

(4) 反省点

方法についての反省点を3点だけ挙げておく。何よりの反省点は、ブックトークの学期中にフィードバックできなかったことである。最終授業の際に、事前に話した評価項目に提出物の中から実例をあてはめて若干コメントできたものの、かえって「今日のような話はもっと前に話してほしかった。」という声が複数聞かれた。試み自体が初めてなので、実物がないことにはコメントのしようがなかったのだが、全体の講評は無理としても、少しずつでも早目にコメントの時間をとり、誤解の訂正やブックトークのなかから発見できた問題意識にできうるかぎり答える必要はあった。

2点目は選ばれた図書の質である。たしかに、自分自身で語るべき図書をさがすという作業の機会は提供できた。ただ、選ばれた図書の質について、自己責任に任せたのは時期尚早だったかもしれない。ルポルタージュ、漫画、絵本はあっても、この分野の代表的な古典とされた本や学術書は全くといっていいほど見当たらなかったからである。「古い」本

は敬遠するという姿勢を見過ごす結果となってしまった。こうした本にも挑戦させるような工夫を講じる必要がある。

3点目として、本来のブックトークに学ぶ必要がまだある。特定の立場だけを述べた図書を紹介する場合に気になったのは、あたかも子どもが児童書の世界を迫体験するがごとく、著者と対話しながら批判的に読むことができていないことである。この点、本来のブックトークの方式にならって、例えば複数の図書を組み合わせて紹介させるなどの方法を試みる必要があろう。手書きでは負担が大きいのもの、紹介する図書のどの部分を読み上げるか、引用部分を台本で特定させる工夫も必要である。

おわりに

大学教育本来の目的を尊重する方々からは、筆者の試みは邪道だと非難されるかもしれない。憲法九条の話ではないが、現実には引きずられるのではなく、もっと現実を理想に近づける努力をせよ、とお叱りを受けるかもしれない。教員や図書館関係者など、実際にブックトークに携わっておられる方々からはまた、これはとてもブックトークではない、とお叱りを受けるかもしれない。文学に造詣の深い方々からは、小説の楽しみ方、味わい方はもっと自由なものである、感性の広がりを阻害してしまわないか懸念されるかもしれない。筆者自身、躊躇や疑問を抱きながら試行錯誤を繰り返している最中である。そうした批判や指摘の一つ一つを慎重に受け止め、よりよい方法を模索するための拠り所としたい。

ただ、担当を任された以上、教員免許をとるために憲法の履修を義務付けられた学生と対話できる方法を模索する努力だけは、講義担当者は怠ってはならない、と考えている。受講生全員に「ブックトーク」を課したのは、今年度が初めてである。今しばらくは、この実践を続行し工夫を重ねてみたい。将来、受講生のだれかが、教育現場で憲法に関するブックトークを実施する機会に恵まれたら、少しでも憲法教育と憲法学の溝を架橋できるよう、選書や説明に工夫を加える例が登場することを願ってやまない。

- 1 全国SLAブックトーク委員会編 (1990), 13-14頁.
- 2 教育職員免許法別表第1備考第4号および教育職員免許法施行規則第66条の6. 他には、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作 (各2単位).

- 3 斎藤 (2010) 参照. また、田村 (2007) 54頁以下参照.
- 4 全国SLAブックトーク委員会編 (1990), 22-23頁.
- 5 田村 (2007), 25-49頁.
- 6 中沢啓治「はだしのゲン」週刊少年ジャンプ (集英社, 発表期間1973—1985年)
- 7 大場つぐみ原作・小畑健作画「DEATH NOTE」週刊少年ジャンプ (集英社, 掲載期間2003年12月—2006年5月)
- 8 デイヴ・バルザー/田栗美奈子『Itと呼ばれた子』(ヴィレッジブックス, 2010年). 他にもコミック版やジュニア版, 他の出版社からの刊行があり, 受講生がどれを意図したのかは不明.
- 9 この議論に関しては, 田村 (2008) のほか, 斎藤 (2010), 戸松 (2010), 佐藤 (2009) を参照. また学生たちの記憶に残る9条と25条に関する最近の議論として渡辺治『憲法9条と25条・その力と可能性』(かもがわ出版, 2009年).
- 10 井上ひさし著・いわさきちひろ絵『井上ひさしの子どもにつたえる日本国憲法』(講談社, 2006年)
- 11 橋本勝『憲法絵本 生きる! 生かせ! 日本国憲法』(花伝社, 2009年)
- 12 池田香代子訳・C.ダグラス・スミス監修『やさしいことばで日本国憲法』(マガジンハウス, 2002年)
- 13 長谷部恭男『憲法とは何か』(岩波書店, 2006年)
- 14 日本作文の会『子どもたちの日本国憲法③「人間らしく生きる」』(新読書社, 2005年)
- 15 湊かなえ『告白』(双葉社, 2010年)
- 16 東野圭吾『手紙』(文藝春秋社 [文庫版], 2006年)

参考文献

- 1) 斎藤一久 (2010)「法教育における憲法教育と憲法学—憲法学は非常識か?」法学セミナー662号, 29-32頁.
- 2) 全国SLAブックトーク委員会編 (1990)『ブックトーク—理論と実践—』全国学校図書館協議会.
- 3) 佐藤幸治 (2009)「日本国憲法の保障する [基本的人権] の意味について— [法教育] との関連において」大村敦志・土井真一『法教育のめざすもの—その実践に向けて—』商事法務, 89-118頁.
- 4) 田村理 (2007)『国家は僕らをまもらない 愛と自由の憲法論』朝日新聞社.
- 5) 田村理 (2008)「立憲主義は伝えられるか?」全国民主主義教育研究会『民主主義21vol.2 立憲主義と法教育』同時代社, 67-77頁.
- 6) 戸松秀典 (2010)「法教育と憲法」ジュリスト1404号.